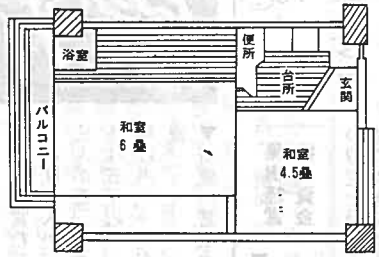
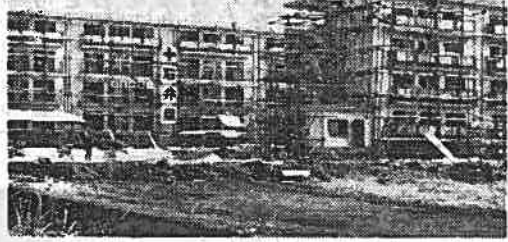


# 入居者募集

## 移転就職者宿舎

### 近く完成—吉原団地—

企業の進出にともない各地から、数多くの働き手が入ってきています。しかし、吉原市の会社へ



移転就職者用宿舎のまどり

して来たひとが住宅の心配もなく働けるために、雇用促進事業団による「移転就職者用宿舎」を市内に建てるようはたらかかけ、広見町に建設を進めてきましたが、近く第一年度分が完成します。入居者の募集を次のように行ないます。入居日は八月中旬の予定で希望者は早目に申込みください。

◇入居できるひと  
①公共職業安定所の紹介で市内に就職してきたひと  
②三年以上市内に住んでいるひと  
③現在適当な住宅がなくて困っているひと  
④家賃の五倍以上の月収があつて支払い能力があるひと

### 申込み先

吉原公共職業安定所  
(市内南町電話③三〇五二)

なお、第二年度分(四十一一年)の住宅八〇戸も市内に建設される予定です。くわしくは市商工課へお問い合わせを

# 永久式になつた 選挙人名簿

## 9月30日 に確認

わたしたちは国会議員や市議会議員などの選挙には、選挙権があつても選挙人名簿になまがのつていなければ投票することができません。

このため、毎年九月十五日現在のいっせい調査で基本選挙人名簿をつくとともに、選挙のつど補充選挙人名簿をつつてきました。

ところが、こんど法律が改正されて名簿の作り方がかわり、永久選挙人名簿制度が実施されることになりました。

この制度は、六月二十日現在で全国いっせいに全住民の実態調査を行ない、それをもとに現在の基本選挙人名簿を修正し

九月三十日に永久選挙人名簿として確認されます。この選挙人名簿は、いままでのように毎年つくり変えませんでした。一度登録すれば、他の市町村へ移転するが、死亡しない限り名簿からなまがのつたひとは、選挙のつど「去年は投票できなかったが、こしは申請をしながらつたので投票できなかった」ということもなかりました。

永久選挙人名簿になつてから移動する場合は、いまの住所の選挙管理委員会から「選挙人名簿登録抹消申請書」をもらつて、新しい住所の選挙管理委員会へ申し出て、名簿に登録していただきます。

これからの選挙には、永久選挙人名簿に名前がなければ、せつかくの選挙権を行使することができなくなりましたので、手続きを忘れないうでください。

この定形郵便物は、長さが一四cmから二三・五cmまで、幅が九cmから一・二cmまで、厚さが一cm以内のもので、重さが五〇グラムまでの郵便物です。料金は、二五グラムまでが一五円、五〇グラムまでが二〇円です。

# あしらせ

## 交通制限

国道・大野新田—建設省静岡工事事務所  
追手町(電五四—一一一)  
沼津労政事務所—沼津市三枚橋平重(電六二—四五六二)  
母と子のよい歯コンクール  
ただいま募集中

県と県歯科医師会では「母と子のよい歯」のコンクールを次のように行なっています。  
▽資格—昭和三十六年一月一日から十二月三十一日まで生れた幼児とその母  
▽募集期間—六月四日から七月十七日  
▽申し込み—保健所または各歯科医院

はがき7円に  
郵便法の改正が七月一日から行なわれ、定形郵便物の制度がつくられることになりました。

この定形郵便物は、長さが一四cmから二三・五cmまで、幅が九cmから一・二cmまで、厚さが一cm以内のもので、重さが五〇グラムまでの郵便物です。料金は、二五グラムまでが一五円、五〇グラムまでが二〇円です。



## あぶない

### あなたを左側を

△：青少連対策委員長、米山務さんの話—  
「一こんどの歩行標識は、あぶないをいれてみた。昨年つくつたあなたは左側を、では、交通標識の防止、交通道徳を高めるのに、すこしものたりない感じがあつたので」  
△：今泉地区は、この交通安全運動のほか、あいさつをする運動、親がよい手本を示す運動などを推進しています。

△：また、神戸青年団もこの運動に呼応してか、「子どもみたら徐行」注意子どもが飛出す」などの交通安全標識を青年団員が独自につくり、町の辻々に立てかけ、交通事故防止をはかっています

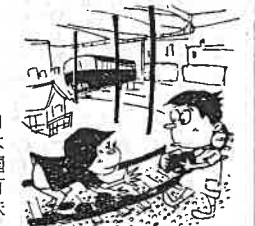


市民会館だより

◇しめ切りは—昭和四十一年八月二十日まで  
◇送り先は—静岡県貯蓄推進委員会・静岡市呉服町(日本銀行静岡支店内)  
▽第五回吉原市書道展—七月二、三、四、五日午前九時から午後七時まで。第一、二集會室  
▽吉原市老人講座—七月八日。午後一時から四時三十分まで。第一集會室

わが家の家計簿体験談募集  
貯蓄増強中央委員会は第十三回「わが家の家計簿」の体験談を次のとおり募集しています。  
◇原稿は—四百字詰で五枚くらい

◆七月十日は休館日



# 鉄道妨害防ごう

日本国有鉄道は、六月十日から七月十日まで全国いっせいに「鉄道妨害防止運動」を行なっています。毎年、この時期になると、子どもたちによる列車妨害が多くなります。これは、農繁期による子どもの放任、夏休みによる学校からの解放など、子どもたちが屋外で遊ぶ機会が多くなるからと思われまます。さいきんの列車は非常に速く、スピードが速くなつています。運転士が線路でいたずらをしていても見つけてからブレーキをかけても、新幹線では二〇〇km、普通列車でも三〇〇kmも走りなれば止まりません。ですから、ほんのちよつといたずらや不注意が大きな事故をおこす原因になります。列車事故を防ぐために、次のことを注意してください。

## 苦情、不満は行政相談所へ

行政相談所を毎月一回開設しますので、行政への苦情、不満をおもちの方はおいでください。  
△とき—第1・第3月曜日(7月は4日と18日)午前9時—12時  
△ところ—市長公室  
△担当—今泉春枝行政相談委員  
※相談日以外の日でも、市の連絡委員が相談に応じます。  
・今泉さんの住所—吉原市市場町②二七二  
・行政相談の窓口—市長公室広報係

## 年金コーナー

所をやめて恩給を受けている場合夫婦共に強制加入でなく、任意加入となります。  
【例1】世帯主(69才)妻(66才)長男(42才)長男の妻(36才)長男の長男(15才)長男の長女(11才)長男の2男(6才)の家族で農業従事者の場合。  
世帯主とその妻は60才以上ですから国民年金に入ることではできません。しかし暫定措置として70才に達したとき、福祉年金の受給者となります(現在は所得制限があり、支給停止される場合もあります)長男と長男の妻は強制加入者です。  
【例2】妻の名義で煙草屋を営んでいて、世帯主が役